

旧優生保護法補償金等支給制度 及び リーフレットを活用した周知について

福岡県 福祉こども政策部 子育て支援課 (福岡県旧優生保護法補償金等受付・相談窓口)

旧優生保護法補償金等支給制度の概要

旧優生保護法補償金等支給制度

旧優生保護法に基づき、あるいはその存在を背景として、優生上の見地から不良な子孫の出生を防止するという誤った目的の下、特定の疾病や障がい等を有すること等を理由に、「生殖を不能にする手術」若しくは「放射線の照射」（以下「優生手術等」という。）又は「人工妊娠中絶」を受けることを強いられ、被害を受けられた方々に対し、国が補償金等を支給する制度。

各都道府県では、次の業務を行っています。

- ① 補償金等の請求に関する相談支援
- ② 補償金等の請求の受付、調査
- ③ 周知広報

補償制度の内容

① 補償金

対 象：旧優生保護法に基づく「優生手術等」を受けた本人及び配偶者（事実婚含む）
（亡くなっている場合はその遺族）

支給額：本人 1,500万円 配偶者 500万円

② 優生手術等一時金

対 象：旧優生保護法に基づく「優生手術等」を受けた本人（生存している場合のみ）

支給額：320万円 ※①と併せて請求可

③ 人工妊娠中絶一時金

対 象：旧優生保護法に基づく「人工妊娠中絶」を受けた本人(生存している場合のみ)

支給額：200万円

- 人工妊娠中絶一時金は、優生手術等一時金を受給済みの場合は支給されません
- 母体保護や疾病治療のみを目的とする優生手術・人工妊娠中絶は、補償金の対象にはなりません

補償制度の内容（ご遺族による請求について）

優生手術を受けられたご本人やその配偶者が亡くなっている場合は、
ご遺族が「補償金」を請求することができます。

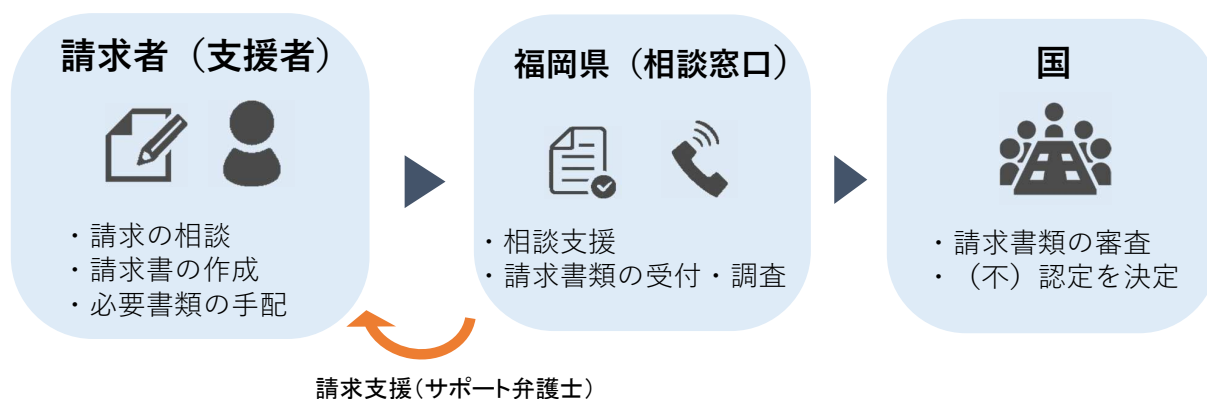
「補償金」を請求できる遺族の優先順位

【配偶者（事実婚含）、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹、曾孫又は甥姪】

- 遺族が複数人いる場合、請求第一順位の方のみが請求できます。
- 兄弟姉妹など、同順位の方が複数いる場合は、代表して1人のみが請求できます。

（優生手術一時金や人工妊娠中絶一時金は、遺族が請求することはできません）

補償金等の請求手続き



・ ご希望に応じて、弁護士が請求書・陳述書の作成や必要書類の手配をサポートいたします。（無料）

・ まずは、お気軽に県相談窓口までご相談ください。



補償金の請求期限

令和12年（2030年）1月16日まで ※補償金等支給法の施行から5年

福岡県旧優生保護法補償金等受付・相談窓口

場所 福岡県福祉こども政策部 子育て支援課

（福岡市博多区東公園7-7 福岡県庁2階）

相談方法 電話、ファクス、メール、県庁内での面談、訪問

※手話通訳者の手配も可能

受付時間 9時から17時15分（土日祝日、年末年始を除く）

電話番号 092-632-5175

ファクス 092-643-3260

メール kyuyusei@pref.fukuoka.lg.jp

※全ての都道府県に相談窓口が設置されています

補償金等支給請求に必要な書類について

【例】補償金の場合（優生手術を受けた本人による請求）

- ① 請求書 （氏名・住所・優生手術等を受けるに至った経緯等を記載）
- ② 氏名・住所・生年月日・性別を証明する書類
（住民票・マイナンバーカード（表）の写し等）
- ③ 医師の診断書（優生手術等を受けた際の手術跡が残っているか等）
※心理的ストレスが大きい場合など、医療機関の受診が困難な場合は省略可
- ④ 診断書作成費用の領収書
- ⑤ 補償金の振込先口座が分かる書類（通帳の写しなど）
- ⑥ その他、請求に係る事実を証明する書類

（例）

- ・障がいや疾病を有していたことが確認できる書類(障害者手帳の写しなど)
- ・戸籍謄本
- ・優生手術等の経緯についての関係者（親族など）からの陳述書
- ・医療機関や福祉施設等から入手した当時の記録 など

サポート弁護士制度

相談者の希望に応じて、弁護士による請求サポート（無料）をご利用いただけます。

- 県相談窓口にご相談いただいた後に、サポート弁護士をご紹介します。
※あらかじめ定められた弁護士リストから、相談ごとに福岡県弁護士会が弁護士を選定。



- 請求書・陳述書の作成や必要書類の手配をお手伝いします。



【弁護士が手配をサポートする必要書類の例】

- ・ 戸籍の証明書
（市町村：戸籍謄（抄）本、改正原戸籍、除籍謄（抄）本 など）
- ・ 手術や人工妊娠中絶を受けた当時の記録
（医療機関や福祉施設：手術等を受けた記録、入所記録 など）

※手話通訳者の手配も可能。

福岡県における補償金等の請求件数

福岡県の補償金等請求件数 (令和7年1月～令和8年4月)

補償金		補償金 (特定配偶者)		優生手術等 一時金	中絶 一時金	計
本人	遺族	本人	遺族			
30	15	10	1	17	13	86

※1人が補償金および一時金の請求を行った場合、それぞれ1件とカウント。

参考:福岡県における優生手術等の件数 : 518件(衛生統計年報等)

被害者の多くが高齢化していることから、請求件数を伸ばすための一層の周知が課題

旧優生保護法補償金等支給制度のわかりやすい 周知用リーフレット活用のお願

旧優生保護法による被害者の多くは、ご高齢であり、障がいがあることなどから、補償制度の情報が届きにくい状況にあります。

また、ご家族の中には、こどもができなくなる手術を受けられるなどのつらい経験はご家族のせいではないにもかかわらず、責任を感じて、申請をためられる方もいます。



県では、マンガを取り入れ、ご家族の心情に配慮した 周知用リーフレットを新たに作成

高齢者や障がい者の支援関係者の皆さまの御協力を得て、優生手術を受けた可能性のある方やそのご家族に、リーフレットを活用してこの補償制度をお届けしたいと考えています。

旧優生保護法補償金等支給制度のわかりやすい 周知用リーフレットのご紹介

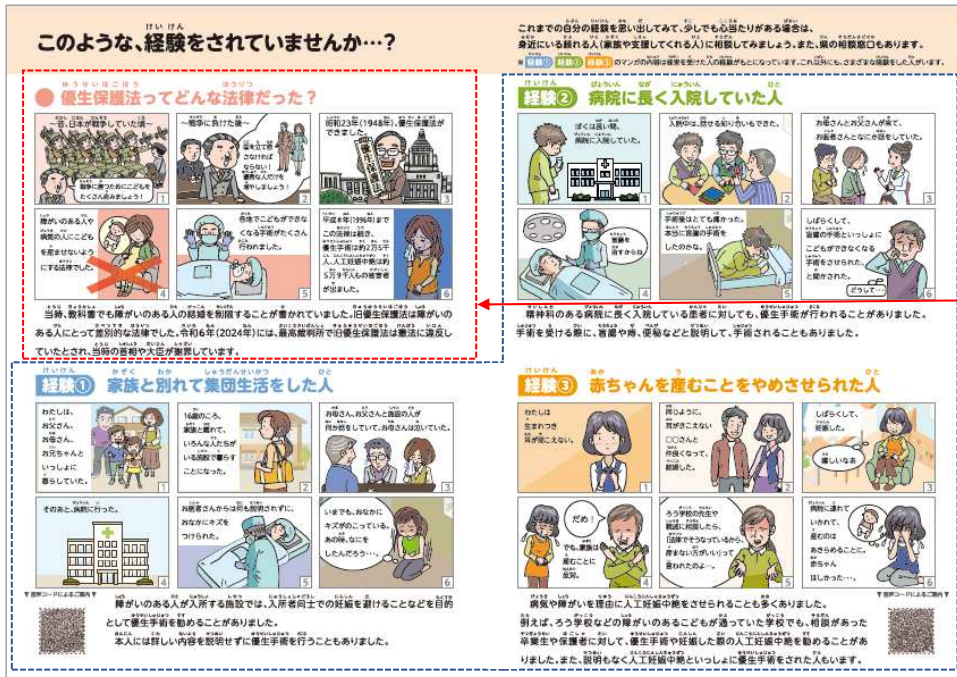


1 ページ目 (表紙)

福岡県から、優生保護法による被害を受けた方やそのご家族に対しての謝罪やご家族に向けたメッセージを記載。
(ご家族へは、特にこの部分を説明ください)

手話動画用の二次元コードや音声コードを掲載。リーフレットの内容を音声や手話で説明した動画を県ホームページに掲載。

旧優生保護法補償金等支給制度のわかりやすい 周知用リーフレットのご紹介



2～3 ページ目

4つのマンガとその解説を記載。

1つは旧優生保護法の説明

3つ(経験①～③)は、被害者の経験を基にした、当事者の体験を例示。対象の方に応じて、このような体験をされたことはないか、お尋ねください。

旧優生保護法補償金等支給制度のわかりやすい 周知用リーフレット活用のお願い



4 ページ目 (背表紙)

旧優生保護法補償金等支給制度及び
相談窓口のご案内

支援者の皆さまへのメッセージ

リーフレット等の活用方法

1. 周知をお願いしたい対象の方

40代後半以降で障がいのある方、またはそのご家族

「優生保護法」の最終年度の平成8年に、10代後半の方が手術を受けられた場合は、現在、40代後半となります。

◎ 特に被害が多いとされている年代

被害が多かったとされるのは、1950年代~1960年代前半。

当時10代後半~30代と想定すると、現在80代以上の方々です。

リーフレット等の活用方法

2. 取組例

(1) リーフレットの送付

対象者やその家族の方へ書類等を送付する際に、リーフレットを併せて送付する。

(2) 窓口等における、リーフレット設置、ポスター掲示

対象者やその家族が目にする場所（施設の相談窓口等）にリーフレットを配架、ポスターを掲示する。

※リーフレット・ポスターの追加配付が必要な場合には、県相談窓口へご連絡ください。

リーフレット等の活用方法

(3) リーフレットを活用した周知

可能な範囲で、優生手術等を受けた可能性のある方（障がいのある40代後半以降の方）やそのご家族へ、リーフレットをお見せいただき、心当たりがないかお尋ねください。

説明の際には、対象の方の心情等に配慮し、理解力に応じて一緒に読み進め、必要に応じてよりわかりやすい言葉に言い換えるなどの工夫をお願いします。

※お尋ねする際の話題の例

- ・過去に大きな手術をしたことはないか、入院したことはないか
- ・「結婚」「こども」にまつわること について、話をしてみる

対象者本人・ご家族に対する周知時の留意点等

(1) 対象者本人のプライバシーへの配慮について

ご本人は、ご家族に優生手術等を受けたことを伝えていない場合があります。制度周知の際には、ご本人のプライバシーへの配慮をお願いします。

(2) ご本人・ご家族に寄り添った対応について

ご本人及びご家族は、被害を受けたつらい体験を思い出したくないと話される場合も想定されます。その場合は、無理にお話を聞かず「つらい体験をされたんですね」とそのお気持ちに寄り添ってください。

その上で、被害を受けた方の心と体が受けた苦しみに対する償いとして、お金が支払われること、手術を受けたのは当時の国の作った法律によるものであり、ご家族の責任ではないことをお伝えください。

ご本人、ご家族から優生手術等を受けた可能性があるといった相談を受けた場合、又は、優生手術等に関する記録等が見つかった場合は、県の相談窓口へご連絡をお願いします。（※優生手術等の記録については、本人の生存・所在の把握の有無を問いません。）

最後に

優生手術等を受けられた方やそのご家族は今も、つらい、苦しい思いを抱えていらっしゃるかもしれません。また、当時のことを思い出せない方もいます。

本人のつらい気持ちに寄り添い、補償金等の制度を伝えるためには、障がい者や高齢者等の支援者の皆さまのご協力が不可欠です。

少しでも、優生手術等の可能性に気づいた場合は、ご本人・ご家族のお話しに耳を傾け、補償金等支給制度についてご案内ください。

皆さま方からのお声かけが、旧優生保護法により苦しんでこられた方々の被害の回復に向けた一歩につながります。

ご協力をよろしくお願いいたします。